

自殺した自衛隊員の遺族に対する支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十一月十八日

藤 末 健 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

自殺した自衛隊員の遺族に対する支援に関する質問主意書

過酷な任務を遂行する中で、自ら命を絶つ自衛隊員が存在する。防衛省においては、自衛隊員の自殺防止のための様々な取組が行われていると承知しているが、平成二十年度から平成二十四年度にかけて自衛隊員の自殺者数は毎年八十名を超える状態が続いている。自殺した隊員の遺族の中には、自殺を止めることができなかったことに對し自責の念を持つなど、心に深い傷を負う者もいる。

平成十八年十月に施行された「自殺対策基本法」においては、自殺者又は自殺未遂者の親族等に対する支援が明文化され、その重要性が明らかとなった。また、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策として、平成二十四年八月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」においても、遺族支援の充実を図る方針が明記されている。防衛省においては、自衛隊員への自殺対策だけでなく、自殺した自衛隊員の遺族に対しても支援体制を整備すべきと考える。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 自殺した自衛隊員の遺族に対する支援としてどのような取組が現在行われているのか示されたい。
- 二 近年における自衛隊員の自殺者数が高止まりしている状況を踏まえ、自衛隊員への自殺対策及び自殺し

た自衛隊員の遺族に対する精神的なケアをより一層充実させるべきだと考えるが、政府の見解を明らかに
されたい。

右質問する。